

2025年11月4日
株式会社村田製作所
代表取締役 中島 規巨

吸収分割に関する事前開示書面

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める書面)

株式会社村田製作所（以下「当社」といいます。）は、2025年10月31日に、株式会社サクラ（以下「サクラ」といいます。）との間で吸収分割契約を締結し、2026年3月1日を効力発生日として、当社がその一次電池事業（コイン形二酸化マンガンリチウム電池、酸化銀電池及びアルカリボタン電池事業）に関して有する権利義務をサクラに承継させる吸収分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本件分割に関する会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第1号）
別紙1「吸収分割契約書」のとおりです。
2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）
本件分割に際して、当社がサクラに対して承継する権利義務の対価は無対価とします。サクラは当社の完全子会社であることに鑑み、無対価とすることについて相当であると判断しております。
3. 会社法第758条第5号及び6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第3号）
サクラは、本件分割に際して、当社の新株予約権（新株予約権付社債を含みます。以下同じ。）の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代わるサクラの新株予約権を交付いたしません。
当社が本件分割後も存続していくことや、サクラの資本政策等を総合的に勘案した結果、当社の新株予約権の新株予約権者には、引き続き当社の新株予約権を保有していただくことが適切と判断しております。
4. 吸収分割承継会社（サクラ）についての事項（会社法施行規則第183条第4号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表）の内容

サクラの成立の日（令和7年7月8日）における貸借対照表の内容は、別紙2のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収分割承継会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

サクラは、2025年10月31日に、当社の完全子会社である株式会社東北村田製作所との間で吸収分割契約を締結し、同社がその一次電池事業（コイン形二酸化マンガリチウム電池、酸化銀電池及びアルカリボタン電池事業）に関して有する権利義務をサクラに承継させる吸収分割を、本件分割と同時に行うことを決定いたしました。

5. 吸収分割会社（当社）についての事項（最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象）（会社法施行規則第183条第5号）

該当事項はありません。

6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第183条第6号）

- (1) 吸収分割会社（当社）について

当社の2025年3月31日の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ1,452,484百万円および690,167百万円です。また、本件分割により当社がサクラに承継させる予定の資産および負債の2024年12月31日現在における帳簿価額は、いずれも0百万円です。したがって、効力発生日後に見込まれる当社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。

効力発生日後の当社の収益状況について、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態も、現在のところ予測されておりません。

以上より、効力発生日後における当社の負担する債務については、履行の見込みがあると判断いたします。

- (2) 吸収分割承継会社（サクラ）について

サクラの成立の日時点の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ10百万円および0百万円です。また、本件分割によりサクラが当社から承継する予定の資産および負債の2024年12月31日現在における帳簿価額は、いずれも0百万円です。したがって、効力発生日後に見込まれるサクラの資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。

効力発生日後のサクラの収益状況について、サクラの債務の履行に支障を及ぼすような事態も、現在のところ予測されておりません。

以上より、効力発生日後におけるサクラの負担する債務については、履行の見込みがあると判断いたします。

以上

吸収分割契約書

株式会社村田製作所（以下「甲」という。）及び株式会社サクラ（以下「乙」という。）は、甲が、その一次電池事業（コイン形二酸化マンガンリチウム電池、酸化銀電池及びアルカリボタン電池事業。以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本吸収分割）

本契約に定めるところに従い、甲は、吸収分割の方法により、甲が本事業に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条（当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲

商号：株式会社村田製作所

住所：京都府長岡京市東神足1丁目10番1号

(2) 乙

商号：株式会社サクラ

住所：福島県郡山市日和田町高倉字下杉下1番地の1

第3条（承継する権利義務に関する事項）

1. 乙が、本吸収分割により甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別添「承継対象権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 承継対象権利義務のうち、乙が甲から承継する債務については、全て乙が免責的債務引受の方法により引き受け、甲は、効力発生日（第7条において定義する。）以降、乙が本吸収分割により承継した債務について弁済又は履行の責を免れる。
3. 本事業に従事する甲の従業員（甲から株式会社東北村田製作所への出向者及び株式会社東北村田製作所から甲への出向者を含む。）と甲との雇用契約及びこれに付随する権利義務は、乙に承継しない。
4. 乙は、別添「承継対象権利義務明細表」に記載のものを除き、本吸収分割により、甲から、資産、債務（潜在債務、偶発債務及び簿外債務を含む。）、契約その他の権利義務を一切承継しないものとする。

第4条（本吸収分割に際して交付する株式その他の金銭等に関する事項）

乙は、本吸収分割に際し、甲に対して株式その他の金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（乙の資本金及び準備金の額）

乙は、本吸収分割により資本金及び準備金の額を変更しない。

第6条（本吸収分割に際して交付する新株予約権に関する事項）

乙は、本吸収分割に際し、甲の新株予約権の新株予約権者に対して当該新株予約権に代わる乙の新株予約権を割当交付しない。

第7条（効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年3月1日とする。但し、本吸収分割の手續進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第8条（吸収分割契約承認株主総会）

1. 甲は、会社法第784条第2項に定める簡易分割の規定により、本契約につき同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第796条第1項に定める略式分割の規定により、本契約につき同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本吸収分割を行う。

第9条（競業避止義務）

甲は、効力発生日後も、別途合意する場合を除き、乙に対し、本事業に関して競業避止義務を負わない。

第10条（本吸収分割の条件の変更又は中止）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間において、本吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合、その他本契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本吸収分割を中止することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、本吸収分割の実行に必要とされる関係官庁の許認可等が得られなかった場合には、その効力を失う。

第12条（準拠法及び管轄）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、同法に従い解釈されるものとする。

2. 甲及び乙は、本契約の履行及び解釈に関し紛争が生じたときは、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第 13 条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上定める。

(以下、余白)

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

2025 年 10 月 31 日

(甲) 京都府長岡京市東神足 1 丁目 10 番 1 号
株式会社村田製作所
代表取締役社長
中島 規巨

(乙) 福島県郡山市日和田町高倉字下杉下 1 番地の 1
株式会社サクラ
代表取締役社長
利根川 謙

承継対象権利義務明細表

効力発生日において、乙が甲から承継する資産、債務、契約その他の権利義務は、下記のとおりとする。なお、乙が甲から承継する資産及び債務については、甲の2024年12月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日の終了時直前までの増減を加除した上で確定する。甲は、効力発生日までに、下記の第1項記載の資産、第2項記載の債務及び第3項記載の雇用契約を除く契約の明細書を確定させるものとする。

記

1. 資産

本事業に関して有する以下の資産

(1) 流動資産

対象無し

(2) 固定資産

工具器具及び備品

2. 債務

本事業に関して有する以下の負債

(1) 流動負債

対象無し

(2) 固定負債

対象無し

3. 雇用契約を除く契約

甲が効力発生日の前日の終了時直前において本事業のみに関して締結している契約の契約上の地位及びそれに付随する権利義務（但し、効力発生日の前日までに発生した売掛金債権及び仕入債務を除く。）

4. 許認可

甲及び乙が本事業に関連して承継可能であると合意する許認可

以 上

吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	(10)	(負 債 の 部)	(-)
流 動 資 産	10	流 動 負 債	-
未 収 金	10	固 定 負 債	-
固 定 資 産	-	(純 資 産 の 部)	(10)
有 形 固 定 資 産	-	株 主 資 本	10
無 形 固 定 資 産	-	資 本 金	10
投 資 そ の 他 の 資 産	-	資 本 剰 余 金	-
		利 益 剰 余 金	-
		そ の 他 利 益 剰 余 金	-
		評 価 換 算 差 額 等	-
合 計	10	合 計	10